

市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号 平成26年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** 平成27年第6回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第74号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、さまざまな機会を捉えてこの制度の具体的な利点や注意点などをわかりやすく説明し、市民の理解を深める必要があると思うが、どうかとの質疑がなされ、総務課長からは、制度についての広報は国の責務であり、市町村はそれに協力するという事になっている。地方公共団体情報システム機構から個人番号の通知カードと一緒に説明文書が郵送されることになっているが、状況を見ながら必要に応じ、検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マイナンバー構想の原点は国民の金の流れを把握することによって、税逃れを防ぐことであり、徴税を強化する有力な手だてとなる。来年1月以降、企業は源泉徴収票など税務関係の処理に従業員や扶養家族の番号を記載しなければならないが、自営業者等は確定申告の際にマイナンバーの記載が必要になるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、マイナンバーの具体的な利用については来年の1月から始まり、税の申告関係は平成28年1月の収入分からの対応することになり、源泉徴収票には付番しなければならない。平成29年3月の確定申告の際にマイナンバーの記載が必要であると理解しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マイナンバー制度は国民全員に番号が割り振られるので、より高いセキュリティ管理、リスク管理が求められていると思う。不正利用、情報流出、プライバシーの侵害について、国民は不安と懸念を抱いており、国民の個人情報をおいかに守るか、国、市町村もそれぞれ苦慮していると思うが、年金機構の情報流出以降、国及び市のセキュリティ対策はどう講じているかとの質疑がなされ、総務課長からは、情報システムの安全確保を図るため、国の仕組みは基本的に一元管理を行わず、それぞれの分野において分散管理を行い、暗号等で

やりとりを行うことになっている。年金機構の情報漏えい問題等を受け、国から情報セキュリティ強化対策を行うよう通知があり、現在、庁内のネットワークシステムの情報セキュリティ強化対策を検討し、一部実施している。基幹系システムと情報系システムが混在しないように遮断する等、具体的な作業を期限までに実施するよう調整しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、マイナンバーの通知が市民に届かないときはどう対応するのかとの質疑がなされ、総務課長からは、マイナンバーカードの発行は市民課の対応になるが、マイナンバーの通知は全国の市町村がマイナンバー制度導入のためにつくられた機構に事務を委託している。届かない場合は当該市町村で対策を講じることになると思うとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要な措置を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、特定個人情報の利用の制限について、利用目的以外の目的とは何か、何が考えられるかとの質疑がなされ、総務課長からは、個人情報保護法制の範囲内で個人情報を活用しなければならず、法律、条例等で利用できる事務を厳密に規定している。具体的に法律の別表第2で規定しているが、当該事務以外の事務ということになるとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号 「平和安全法制法案」の撤回・廃案を求める意見書提出についての請願について申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会、今泉義憲代表世話人より提出されたものであります。

趣旨とするところは、6月議会に提出した同趣旨の請願は不採択になったが、その後の国会審議等を通し、同法案の違憲性、危険性が一段と明らかになり、撤回・廃案を求める国民世論が高まっていることから、再提出するというものであります。

討論に入り、委員からは、平和安全法制法案は、集団的自衛権を日本の防衛に限定しており、現在の我が国を取り巻く国際情勢を考えたとき、必要な立法措置である。際限なくアメリカの戦争に巻き込まれ、若者が戦場に駆り出されるなどの主張は誇張し、飛躍した論議であり、また憲法学者の大半が憲法違反と指摘しているが、憲法学者は学者であって、将来にわたり国民の命を守り、他国からの弾圧に対抗するために存在するわけではない。中国、北朝鮮が最も恐れているのはアメリカの高度な軍事力であり、日米安保条約により日米同盟を強化することが抑止力になると考える。国民の6割以上が反対しているので廃案にすべきとの論調があるが、国論を二分した昭和35年の日米安保条約はその後の経済発展もあって、反対を唱える声はごく少数となり、国民の多くに受け入れられた。平和は無防備ではつukれないことを申し上げ、この請願に反対するとの意見が出されたところあります。

また、委員からは、長井市民の命と暮らしを守るという議員の立場から意見を申し上げる。戦後70年の変遷の中で平成6年に長井市が平和都市宣言を行った意味は非常に大きいと思っている。私たちは世界唯一の被爆国であり、平和憲法を持つ国の国民として、地球から一日も早く核兵器をなくし、戦争のない平和な世界が実

現するように強く訴えようたっている。平和国家を目指す現在の憲法のもとでは、自衛隊の存続についても非常に疑問がある。今国会の法案審議では国民の理解が全く得られていないと思う。憲法の議論を踏まえて検討すべきと思うので、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、戦後70年間、日本歴代内閣は憲法第9条の拡大解釈を行わず、平和憲法を基本として国の運営を行ってきた。平和安全法制法案として11本の法案を一括提出し、実質的な審議時間は1法案当たり10数時間程度であり、国民の理解は全く得られていない。歴代内閣の憲法に対する考え方を逸脱して、一内閣で拡大解釈できるものではなく、憲法を改正した上で法案の審議をすべきだと考えるので、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、本年6月定例会において平和安全法制法案の廃案を求める意見書提出についての請願が提出されている。このたびの請願第6号の趣旨は6月とほぼ同様であると考えるので、6月定例会において反対の立場で意見を申し上げたとおり、本請願についても同様に反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第74号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用等に関する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 議案第74号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の設定について、反対の意見を申し上げます。

この議案は、平成28年1月からのマイナンバー制度の利用等に関する法律に基づく必要な事項を定めるために提案されています。

このマイナンバーは日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号をつけ、国が管理し、税や社会保障の手続などで使用する仕組みです。現在は年金や税金、住民票などの個人情報公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能になります。

行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率的に把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険が飛躍的に大きくなります。

また、健康情報や銀行口座などをマイナンバーと結びつけるなど、民間分野へ拡大するとしています。範囲を広げれば広げるほど情報漏れのリスクは高まります。

10月5日からこのマイナンバーの番号を知らせる通知カードが郵送され、この番号を通知後、来年1月から税金事務、雇用保険などの事務で使用する計画です。また、顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使えると便利さを売り込んでいますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは個人情報の保護にとってマイナスとの指摘が

上がっています。

また、従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則つきで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も、業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱え、立ちおくらせています。

また、多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは、個人情報情報を危険にさらします。実施に突き進むのは無謀です。

以上、意見を申し上げ、反対といたします。

また、関連して議案第75号、議案第77号も同じ理由で反対といたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第74号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第74号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第75号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第75号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第75号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第6号 「平和安全法制法案」の撤回・廃案を求める意見書提出についての請願の1件について、討論の通告があり

ますので、発言を許可いたします。

議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。

「平和安全法制法案」の撤回・廃案を求める意見書提出の請願について、採択、賛成の意見を申し上げます。

確かにこの法案は9月19日未明、自民・公明両党などによって強行可決されました。しかし、これは国民の8割近い世論が審議が尽くされていないとし、法案成立について5割以上が反対、賛成が3割台という状況の中、国民の声を聞かず、数の力で問答無用に強行したものです。

また、公聴会の報告もそれを受けた審議も抜くなど、国会手続を無視し、特別委員会の採決は可決の議事録さえない、成立要件を満たさないものでした。これが国民主権と民主主義の破壊でなくて何でしょうか。

さらに憲法がかたく禁じた戦争、歴代内閣が60年以上も憲法違反としてきた集団的自衛権の行使を勝手な解釈で180度転換、しかも首相補佐官が法的安定性は関係ないと発言するなど、立憲主義を否定し、日本を法が支配しない国にしてしまう暴挙と言わなければなりません。

また、安保法は安倍内閣が言う国民の命、平和な暮らしを守るためのものなのでしょうか。事実は自衛隊が武力行使をしているアメリカ軍に戦闘地域まで行って、武器、弾薬を補給する。紛争、戦乱が続く国に自衛隊を派兵して治安維持活動をさせる。地球のどこであれ米軍の艦船などを武器を使って守る。そして日本が集団的自衛権を行使し、どこからも攻撃されていないのに、アメリカなど他の国と一緒に他国を攻撃するなどなど、憲法9条を破って海外で戦争する国に踏み出すものとなっています。

しかもこうなれば日本の若者が戦場で殺し、殺され、血を流すだけではなく、日本は攻撃し

た相手国から報復攻撃の対象になり、日本本土も含め大変な危険にさらされることとなります。テロの危険も格段に高まります。さらに重大なのは戦争になれば戦争が最優先となり、軍事費のための増税や社会保障、暮らし、人権が犠牲にされることです。これでは国民の平和と安全どころか進んで市民と国民をとんでもない危険にさらすこととなります。

過日の総務常任委員会の審議である議員から、中国は共産党が上で法治国家ではない。日本を敵視している。北朝鮮はテロ国家だから抑止力が必要との意見が述べられていました。中国が法治国でないとの断定には驚きましたが、国会審議で中国が日本にとって脅威かとの質問に、岸田外務大臣は日本政府は中国を脅威とはみなしてはいないと答弁しました。それどころか日本企業4万社以上が中国に進出、貿易では日米間貿易を上回る実績になっていることが明らかにされました。これが戦争にでもなればどうなるのでしょうか。平和に生きることこそが何よりも大事なのではないのでしょうか。

また、地雷事件をめぐる韓国と北朝鮮の間で一触即発の危険が高まりましたが、ですが、これは話し合いで解決しました。確かに世界には紛争が絶えません。しかし、軍事では決して解決しません。話し合いと外交努力で平和的に解決すべきであり、それが憲法の定めであり、世界の大きな流れです。

安保法はどこから見ても戦争法であり、平和主義、立憲主義、民主主義に反する戦後最悪の法律です。この中で戦争法廃止の運動は成立後も衰えるどころかますます大きく発展しつつあります。請願の趣旨は成立によっていよいよ生かされなければならないものとなっています。この趣旨を採択し、意見書は安保法の廃止として提出すべきと考えます。

皆様の賛同を心からお願いし、採択、賛成意見といたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第6号について、総務委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第6号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。失礼しました。

1、2、3、4、5、6、7。失礼しました。起立少数でした。

もう一度申し上げます。起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** 平成27年第6回市議会定例会において、文教常任委員会に付託にされました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第73号 財産の取得について申し上げます。

本案は、長井市道照寺平スキー場に配置する圧雪車を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、提案されたものです。

討論に入り、委員からは、県内スキー場圧雪